# 奥多摩町いじめ防止基本方針

平成30年4月 奥多摩町

# 目次

# 第1 基本的な考え方

- 1 基本方針策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの禁止
- 4 いじめの理解
- 5 いじめの解消
- 6 いじめに対する基本的な考え方
- (1) 教育委員会の方針
- (2) 学校の方針
- (3) 保護者の役割
- (4) 地域の役割

# 第2 教育委員会における取組

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの早期対応
- 4 いじめの防止等のための組織

# 第3 学校における取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の作成
- 2 学校におけるいじめ防止等に関する取組
- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの早期対応
- (4) いじめの防止等のための組織及び対応

# 第4 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態の発生と調査

# 第1 基本的な考え方

## 1 基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であり、とりわけ学校においては、いじめの問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

奥多摩町いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、奥多摩町立小・中学校(以下「学校」という。)におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、奥多摩町教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及び組織的な早期対応をいう。以下同じ。)を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

継続性がない行為、偶発的な行為、相手を特定していない行為、謝罪等によりすぐに解決した行為であっても、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全ていじめとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた 児童・生徒の立場に立って判断する。いじめの認知は、特定の教職員によることなく、「学校いじ め対策委員会」を活用して行う。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を踏まえ、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずに良好な関係を再び築くことができた場合には、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合でも法令上のいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会で情報共有する。

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

# 4 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の

「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。また、「観客」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成される必要がある。

#### 5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、 少なくとも次の2つの要件が満たされていることを指す。ただし、これらの要件が満たされている 場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して総合的に判断する。

- (1)被害児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安として継続している。
- (2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめ の行為により心身の苦痛を感じていないことを、被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察していく。

#### 6 いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題は、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こりうるという認識に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域が連携して、いじめを生まない学校づくりなど、未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見、早期の組織対応を基本とした取組を講じ、機動性・即時性を持って解決に当たる。

# (1) 教育委員会の方針

ア 児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、国のいじめの防止等のための基本的な方 針に基づき、いじめを生まない、いじめを許さない学校づくりを推進する。

イ いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒に対する適切な指導を行うため、教 職員のいじめに関わる知識の習得、スキルの向上を図る。

ウ 年3回のいじめアンケートの回答や学校訪問から児童・生徒の様子を把握し、学校におけるいじめの実態把握に努めるともに、いじめに関する報告を受けた時には、迅速かつ適切に、いじめの防止等に必要な措置を講ずる。

## (2) 学校の方針

ア 児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、学校全体で、いじめを生まない学校づくり を目指す。

イ あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童・生徒の思いやりの 心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る力、自分の伝えたい ことを表現する力を育成する。

ウ 児童・生徒が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、奥多

摩町立小・中学校いじめ撲滅宣言を基に、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に 向けた主体的な取組が実践できるように指導・支援する。

- エ いじめはどの児童・生徒、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、教職員一人 一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、 関係機関と連携し、情報を共有しながら指導を行う。
- オ 教育相談や個別の面談、児童・生徒への年3回のアンケート調査の実施など、児童・生徒ー 人一人の実態把握に組織的に取り組む。
- カ いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、その安全を確保するととも に、周囲の児童・生徒が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

## (3) 保護者の役割

- ア どの児童・生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないように教育に努めるとともに、日頃からいじめの被害などの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するように働きかける。
- イ 児童・生徒へのいじめを防止するため、学校や地域などでは大人同士の情報に努めるととも に、いじめを発見した時、又はいじめの恐れがあると思われる時は、速やかに学校や関係機関 に相談する。
- ウ 児童・生徒に正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、児童・生徒と一緒に過ごす時間を 大切にし、その悩みを聞くなど、十分な会話に努める。
- エ 他人を思いやる優しい心や社会生活のルールを守ることの大切さを教えるとともに、人と のつながりや生命、自然の大切さを考えさせる機会をもつ。

## (4) 地域の役割

- ア コミュニティ・スクールである町内小・中学校への、登下校の見守りや学校運営にできる限 り協力し、児童・生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- イ 児童・生徒の成長や生活に関心をもち、積極的に声を掛け、児童・生徒が多くの大人に見守 られているということを実感できるようにする。
- ウ いじめの兆候が感じられる時には、児童・生徒に対して注意するとともに、関係する学校や 家庭、関係機関に積極的に情報提供し、連携していじめの防止等に努める。

# 第2 教育委員会における取組

## 1 いじめの未然防止

- (1) いじめを生まない学校づくりについて、学校の取組を教育課程に位置付けさせる。
- (2) 自他の生命を大切にする人権教育、豊かな心を育む道徳教育の推進を図る。
- (3) セーフティ教室を活用し、インターネットにおけるいじめの防止等に向けた学習の充実を図る。
- (4) スクールカウンセラーによる面接を全児童・生徒に対して実施し、児童・生徒からの相談体制を整える。
- (5) 教育相談室による来所相談、電話相談を行うとともに、子ども家庭支援センターとも情報を共有しながら、いじめの未然等に役立てる。

## 2 いじめの早期発見

- (1) 学期に一度、学校において、全児童・生徒を対象としたいじめアンケートを実施して、いじめの 実態把握に努める。
- (2) 学校がいじめを認知した場合、又はいじめの疑いがあると把握した場合には、速やかに教育委員会に報告させるとともに、指導、解決に向けた支援を行う。
- (3) 東京都教育委員会による学校非公式サイトの監視から提供されたネット上のいじめに関する書き込み情報を学校に提供する。

#### 3 いじめへの早期対応

- (1)学校、家庭、地域、関係機関からのいじめに関する報告や情報提供を受けた場合には、解決に向けた、迅速かつ的確な支援を行う。
- (2) スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、心理の専門的な見地から学校に助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、保護者の心のケアを図る。

#### 4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめの防止等のための組織

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため 必要があるときには、奥多摩町いじめ問題対策委員会を設置する。本当該組織は、学識経験者、 心理・福祉の専門知識を有する者などから構成する。

教育委員会は、法第24条に基づき、調査を行う場合には、当該組織を活用する。

(2) いじめへの対応

教育委員会は、学校や家庭、地域、関係機関からのいじめに関する報告や情報提供を受けた場合には、当該学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置並びに調査を行う。

# 第3 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本 方針」を策定する。

- 2 学校におけるいじめ防止等に関する取組
- (1) いじめの未然防止
  - ア 「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体、学年全体で醸成させ、いじめを生まな い学校づくりを進める。
  - イ 教育活動全体を通して、意図的かつ計画的に人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の 人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度の育成を図る。
  - ウ 道徳教育の充実を図り、思いやりの心、自尊感情・自己肯定感、コミュニケーション能力の 育成、命の大切さへの気付き、生きる喜びの向上を図る指導を行う。
  - エ 児童・生徒一人一人が自己有用感を高め、達成感を得て学校生活を送ることができるように、 日常の教育活動の充実を図る。
  - オ 児童・生徒がいじめを主体的に考え議論する活動を推進し、奥多摩町立小・中学校いじめ撲滅宣言(平成24年12月採択)に基づき、児童・生徒による、いじめの防止等に向けた取組が行われるように指導・支援を行う。
  - カ SNS学校ルールに基づく情報モラル教育の推進、保護者への啓発などを通じて、インターネットやスマートフォンを通じて行われるいじめを未然に防ぐ。
  - キ 教職員は、児童・生徒との日常的な関わり合いを強め、温かな信頼関係を築くように努める。
  - ク 年3回、いじめに関する研修を実施し、いじめ問題への教職員の感覚及び対応力の向上を図 る。
  - ケ いじめを許さない環境づくりを進め、いじめの発見、早期対応を実現する家庭、地域との連携を強化する。

## (2) いじめの早期発見

- ア 年3回のアンケート調査や日常の行動観察を通して、児童・生徒の実態を把握するとともに、 いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- イ スクールカウンセラーによる全員面接、スクールソーシャルワーカーや教育相談専門員による学校訪問など、児童・生徒やその保護者がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ウ いじめを認知、またはいじめの疑いがある事案が発生した場合には、管理職に報告し、学校 いじめ対策委員会で情報共有し、組織的な対応、見守りを進める。
- (3) いじめへの早期対応
  - ア いじめが発見された場合には、特定の教職員がいじめ事案を抱え込まず、学校いじめ対策委 員会を通して、学校全体で速やかに対応する。
  - イ いじめを受けた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒が安心して学校生活が送ることができるように、組織的に安全確保を図る。
  - ウ いじめを行った児童・生徒への指導及び保護者への連絡を行うとともに、加害児童・生徒の心

の安定、成長支援を行う。

- エ 関係機関との相談・連携を図り、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、学校サポートチームを活用する。
- オ 必要に応じて、被害・加害保護者への支援・助言及び保護者会の開催などによる保護者との情報共有を行う。
- (4) いじめの防止等のための組織及び対応
  - ア 学校は、法第22条に基づき、いじめ問題に組織的に対応するため、「学校いじめ対策委員会」 を置く。構成員は、校長、副校長、教職員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める 者とし、校務分掌に位置付ける。
  - イ 「学校いじめ対策委員会」は、学校におけるいじめの防止等の取組を推進するとともに、第4 の重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係について調査し、教育委員会に報 告する。
  - ウ 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、 目標の達成状況を把握し、必要に応じて取組の改善を図る。

# 第4 重大事態への対処

## 1 重大事態の定義

- (1) 児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、人身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が 一定期間連続して欠席したような場合には、目安に関わらず、学校の設置者、学校の判断によ り迅速に調査を行う。

## 2 重大事態の発生と調査

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は学校の設置者に報告する。
- (2) 学校は、「学校いじめ対策委員会」による調査を行い、その調査結果を教育委員会に報告し、 教育委員会は学校の設置者に報告を行う。学校は、法第28条第2項に基づき、いじめを受け た児童・生徒、保護者に対し、重大事態の事実関係等、必要な情報を提供する。
- (3)教育委員会は、「学校いじめ対策委員会」による調査では、重大事態及び同種の事態の発生防止に適切に対応できないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあると認める場合には、自ら調査を実施する。
- (4) 教育委員会は、重大事態の再発防止に向けた取組や学校への指導・支援を適切に行う。